

報 第1号

平成25年広島県議会12月定例会に提案された 教育委員会関係の議案に対する意見について

平成25年広島県議会12月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められ、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、同意する旨回答することについて臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

平成25年12月25日

広島県教育委員会教育長 下崎邦明

1 臨時に代理した理由

平成25年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の事案について、知事からの意見聴取に早急に回答する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 臨時に代理した事項

- (1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案・・・・・・P1~14
- (2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案・・・・・・・・・・・・P15~21
- (3) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案・・・・P22~52

3 臨時代理年月日

平成25年12月5日

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

5 根拠規定

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条
(教育委員会の意見聴取)
第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。
- (2) 教育長に対する権限委任規則第3条
第3条 教育長は、第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。
2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、これを次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるなければならない。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

概要

人事委員会の給与勧告などを受け、必要な規定の整備を行う。

改正のポイント

- 給料月額の改定（一般職員、任期付研究員、特定任期付職員）
給料表の給料月額に乘じる割合を、100分の98.59から100分の99.11に改める。
- 勤務1時間当たりの給与額（時間外勤務手当等の算定基礎）の見直しを行う。

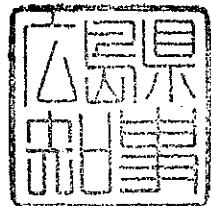
議案説明書の概要

根拠法令	内容
1 地方自治法 第204条 ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通常勤手当、単身赴任手当、特種勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定期制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。 ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。 2 地方公務員法 第24条 ③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。 ⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。	<p>1 改正の理由 人事委員会の平成25年10月7日付けの給与勧告などを考慮して、職員の給料月額を改定するなどのため、必要な改正を行う。</p> <p>2 改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 職員の給与改定 職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。 給料表の給料月額に乘じる割合を、100分の99.11とする。 (現行：100分の98.59)(2) 任期付研究員の給与改定 任期付研究員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。(3) 特定任期付職員の給与改定 特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。(4) 勤務1時間当たりの給与額の見直し 勤務1時間当たりの給与の算定の基礎に、給料及び地域手当のほか、初任給調整手当及び人事委員会規則で定める手当を含める。 ※人事委員会規則で定める手当<ul style="list-style-type: none">・月額で定められる特殊勤務手当（夜間学級担当手当を除く。）・特地勤務手当（準ずる手当を含む。）・べき地手当（準ずる手当を含む。） <p>3 施行期日 公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。 ただし、(4)については、平成26年4月1日から施行する。</p>

平成 25 年 12 月 2 日

広島県教育委員会 様

広 島 県 知 事
(人 事 課)



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に
関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

1 提出する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

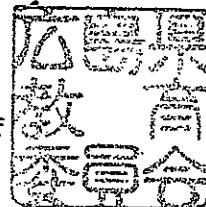
2 議会への提出

平成 25 年広島県議会 12 月定例会

平成 25 年 12 月 5 日

広島県知事様

広島県教育委員会



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
に関する意見について（回答）

平成 25 年 12 月 2 日付で意見を求められたことについては、同意します。

県第 号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十五年十二月 日

広島県知事 湯崎英彦

職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例案 職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第七項中「及びこれに対する地域手当の月額」を「これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び人事委員会規則で定める手当の月額」に改める。

別表第一備考2、別表第二備考2、別表第三口の表備考2及びハの表備考2、別表第四備考2並びに別表第五口の表備考2及びハの表備考2中「100分の98.59」を「100分の99.11」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「百分の九十八・五九」を「百分の九十九・一一」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「百分の九十八・五九」を「百分の九十九・一一」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例第十五第五条第七項の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。
- この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採

用等に関する条例の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

(提案理由)

人事委員会の平成二十五年十月七日付けの給与勧告等を考慮して、職員の給料月額を改定するなどのため、この条例案を提出する。

職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例

(人事課)

一 改正の理由

人事委員会の平成二十五年十月七日付けの給与勧告等を考慮して、職員の給料月額を改定するなどのため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

2 任期付研究員の給与改定

任期付研究員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

3 特定任期付職員の給与改定

特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

4 勤務一時間当たりの給与額の見直し

勤務一時間当たりの給与の算定の基礎に、給料及び地域手当のほか、初任給調整手当等を含める。

三 施行期日等

1 一二一から三までについては、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。

2 一二四については、平成二十六年四月一日から施行する。

四 根拠法令

1 地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤

務手当、宿泊手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 紹料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 地方公務員法

第二十四条

- ③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他的事情を考慮して定められなければならない。
- ⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第一十一号）（第一条関係）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(時間外勤務手当)

第十五条 (略)

一・二 (略)

2~6 (略)

7 前各項の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じて得た額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから七時間四十五分に十八を乗じたものを減じた上で得た額とする。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

(略)

備考 1 (略)

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の99.17を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第2 (第4条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(時間外勤務手当)

第十五条 (略)

一・二 (略)

2~6 (略)

7 前各項の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じて得た額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから七時間四十五分に十八を乗じたものを減じた上で除して得た額とする。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

(略)

備考 1 (略)

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の98.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第2 (第4条関係)

公安職給料表

(略)

備考 1 (略)

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の99.11を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第3（第4条関係）

教育職給料表

イ (略)

ロ 教育職給料表(1)

(略)

備考 1 (略)

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員の給料月額は、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）に100分の99.11を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

ハ 教育職給料表(1)

(略)

備考 1 (略)

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）

公安職給料表

(略)

備考 1 (略)

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員の給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）を給料月額とする。

別表第3（第4条関係）

教育職給料表

イ (略)

ロ 教育職給料表(1)

(略)

備考 1 (略)

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員の給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に100分の98.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

ハ 教育職給料表(1)

(略)

備考 1 (略)

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）

100分の99.11を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第4 (第4条関係)

研究職給料表

(略)

備考 1 (略)

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の99.11を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第5 (第4条関係)

医療職給料表

イ (略)

ロ 医療職給料表(一)

(略)

備考 1 (略)

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の99.11を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

ハ 医療職給料表(二)

(略)

備考 1 (略)

別表第4 (第4条関係)

研究職給料表

(略)

備考 1 (略)

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の98.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第5 (第4条関係)

医療職給料表

イ (略)

ロ 医療職給料表(一)

(略)

備考 1 (略)

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の98.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

ハ 医療職給料表(二)

(略)

備考 1 (略)

2

この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の99.11を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

2

この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の98.55を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

改 正 案

現 行

（給与に関する特例）

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用し、第一号任期付研究員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・一一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（略）

2 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用し、第二号任期付研究員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・一一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（略）

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用し、第一号任期付研究員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十八・五九を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（略）

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用し、第二号任期付研究員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十八・五九を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（略）

3～7 （略）

改 正 案

現 行

（給与に関する特例）

第六条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用し、特定任期付職員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・一一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（略）

256 （略）

（給与に関する特例）

第六条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用し、特定任期付職員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十八・五九を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（略）

256 （略）

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

概要

人事委員会の給与勧告等を受け、必要な規定の整備を行う。

改正のポイント

○ 納入月額の改定

給料表の納入月額に乘じる割合を、100分の98.59から100分の99.11に改める。

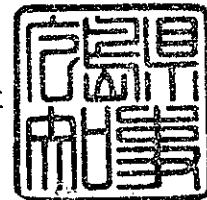
議案説明書の概要

根拠法令	内 容
1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第42条 ② 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。	1 改正の理由 人事委員会の平成25年10月7日付けの給与勧告等を考慮して、職員の給料月額を改定するため、必要な改正を行う。 2 改正の内容 市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。 給料表の給料月額に乘じる割合を、100分の99.11とする。 (現行:100分の98.59)
2 地方公務員法 第24条 ③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。 ⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。	3 施行期日 公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

平成25年12月4日

広島県教育委員会様

広島県知事



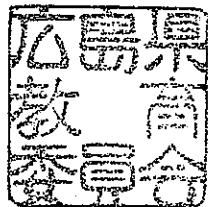
議案に対する意見聴取について（照会）

別紙のとおり市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

平成 25 年 12 月 5 日

広島県知事様

広島県教育委員会



議案に対する意見聴取について（回答）

平成 25 年 12 月 4 日付けで意見を求められた、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案については、同意します。

県第百四十号議案

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
案を次のように提出する。

平成二十五年十二月五日

広島県知事 湯崎英彦

市町立学校職員の給与、勤務時間
その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例案

市町立学校職員の給与、勤務時間
その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県
条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の 98.59」を「100分の 99.11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の
勤務条件に関する条例の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

(提案理由)

人事委員会の平成二十五年十月七日付けの給与勧告等を考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するため、この条例案を提出する。

(県第百四十号議案)

市町立学校職員の給与、勤務時間
その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の理由

人事委員会の平成二十五年十月七日付けの給与勧告等を考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

三 施行期日等

公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。

四 根拠法令

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

2 地方公務員法

第二十四条

③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

左図は新規の組合、新規会員の組合の勤務条件に関する条例の一部を改定する条例 新田支照表

○ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (昭和二十八年広島県条例第百十九号)

(機関の部分は改正版)

改 正 案	現 行 案
<p>別表 (第3条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>別表 (第3条関係)</p> <p>(略)</p>

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額(その職務の級が3級である職員の給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額)に100分の99.11を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を給料月額とする。

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額(その職務の級が3級である職員の給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額)に100分の98.59を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を給料月額とする。

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 要 旨

国家公務員退職手当法の一部改正(※1)に準じ、勧奨退職制度を廃止し、早期退職募集制度を導入するとともに、定年前早期退職特例措置の拡充等を行う。

※1 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

(平成24年法律第96号)

【公布日】平成24年11月26日

【施行日】①支給水準引下げ … 平成25年1月1日（本県は平成25年4月1日施行）

②早期退職募集制度導入 … 平成25年6月1日

③定年前早期退職特例措置 … 平成25年11月1日

2 改正内容

(1) 早期退職募集制度の導入

任命権者がその都度、応募条件等（年齢・職位等）を募集実施要項に定めて早期退職募集（※2）を行い、該当職員が当該募集に応募し認定を受けて退職した場合に、自己都合による退職の場合よりも割増して（現行の勧奨退職と同水準）退職手当の額を算定するとともに、(2)の措置の対象とする。

※2 募集の種類

①職員の年齢構成の適正化を目的とし、定年前15年以内の者を対象（1号募集）

〔現行の勧奨退職の対象者が勤続20年以上であり、本年度の勧奨手続について既に職員周知を行っていることから、本年度に限り、勤続20年以上の者が不利益（勧奨退職制度の廃止により自己都合退職扱い）とならないよう、対象を定年前15年以内又は勤続20年以上の者とする特例措置を設ける。〕

②職制改廃・勤務公署移転の円滑実施を目的とし、当該職制・勤務公署所属職員を対象（2号募集）

(2) 定年前早期退職特例措置の拡充

区分	対象	内容
現 行	勤続25年以上で 定年前10年以内の者	定年前1年につき2%割増し (最大20%)
改正(案)	勤続20年以上で 定年前15年以内の者	定年前1年につき3%(※3)割増し (最大45%)

※3 定年前1年の者は2%割増し（現行と同様）

(3) (1)に伴う退職理由区分の整理等の所要の改正

〔・退職理由区分について、現行の勧奨退職を廃止し、(1)による認定退職を追加
・整理退職による定年前早期退職特例措置（本県独自措置）の割増率について、(2)に合わせ最大45%へ
引上げ（現行最大30%）
・その他字句整理等〕

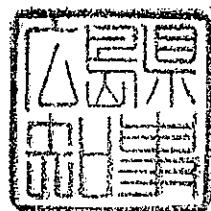
3 施行期日

公布の日

平成 25 年 12 月 2 日

広島県教育委員会 様

広 島 県 知 事
(人 事 課)



職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に
関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法
律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

1 提出する条例案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

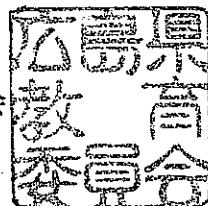
2 議会への提出

平成 25 年広島県議会 12 月定例会

平成 25 年 12 月 5 日

広島県知事様

広島県教育委員会



職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
に関する意見について（回答）

平成 25 年 12 月 2 日付けで意見を求められたことについては、同意します。

県第百十二号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十五年十二月一日

広島県知事 湯崎英彦

職員の退職手当に関する条例の 一部を改正する条例案

職員の退職手当に関する条例の 一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料の」を「退職の日におけるその者の給料の」に、「以下同じ」を「以下「退職日給料月額」という」に改め、同条第二項中「傷病とする。」の下に「以下の項、」を加え、「第五条第一項」を「第五条第一項第四号」に改め、「よらず」の下に「かつ、第八条の三第十項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」というに、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の二第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- 二 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- 三 その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
- 四 第八条の三第十項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第十三項に規定する退職すべき期日に退職した者

第四条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

第五条の見出し中「整理退職等」を「二十五年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の二第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準する他の法令の規定により退職した者
- 二 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- 三 第八条の二第十項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第十三項に規定する退職すべき期日に退職した者
- 四 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- 五 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- 六 二十五年以上勤続し、その者の事情により難い引き継いで勤務することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
- 七 二十五年以上勤続し、第八条の二第十項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第十三項に規定する退職すべき期日に退職した者

第五条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
- 四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条の二第一項中「第五条第一項に規定する者（二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）」を「第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者」に、「二十五年以上」を「十年以上」に、「十年」を「十五年」に、「同項」を「第四条第一項、第五条第一項」に改め、同項の表第五条第一項の項中「第五条第一項」を「第四条第一項及び第五条第一項」に、「退職日給料

月額に応じて百分の一を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」を「百分の二（その年数が一年である者につては、百分の一）」に改め、同表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項中「特定減額前給料月額に応じて百分の一を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」を「百分の三（その年数が一年である者につては、百分の一）」に改め、同条第二項中「第五条第一項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少のため、廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が承認を得たもの）」を「第五条第一項第二号及び第三号に規定する者（同項第三号に規定する者につては、第八条の二第一項第一号に掲げる募集のうち職制の改廃を円滑に実施することを目的として行つたものに係る同条第十項に規定する認定を受けて退職した者）」に、「同項」を「第五条第一項」に改め、同項の表中「十年を超える者につては十年」を「その年数が十五年を超える者につては、十五年」に改める。

第五条の五を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第五条の五 任命権者は、職員がその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した場合には、人事委員会規則で定めるところにより、当該理由について記録を作成しなければならない。

第六条の二の表第六条の部退職日給料月額の項中「退職日給料月額に応じて百分の一を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」を「百分の三（その年数が一年である者につては、百分の一）」に改め、同表第六条の二の部同項第二号の項中「適用する同項第二号」を「適用する第五条の二第一項第二号」に改め、同部同項の項中「同条」を「第五条の二第一項」に、「適用する同項」を「適用する第五条の二第一項」に改め、同表第六条の二第一号の部及び第六条の二第一号の部中「特定減額前給料月額に応じて百分の一を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」を「百分の三（その年数が一年である者につては、百分の一）」に改める。

第六条の四第四項第一号中「自己都合退職者（第三条第一項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第一号から第五号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第八条第二項中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第二章中第八条の二の次に次の一条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第八条の二 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げ

るものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から十五年を減じた年齢以上 の年齢である職員を対象として行う募集

二 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行 うに当たつては、次に掲げる事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

一 前項各号の別

二 第十項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

三 募集をする人数

四 募集の期間の開始及び終了の年月日時

五 募集の対象となるべき職員の範団

六 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

七 第八項の規定による応募又は応募の取下げに係る手続

八 第十一項の規定による通知の予定時期

九 第六項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

十 募集に関する問合せを受けるための連絡先

十一 その他募集に關し人事委員会規則で定める必要な事項

3 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるとときは、募集の期間を延長することができる。

4 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

5 任命権者は、募集の対象となるべき職員の範団に含まれる職員の数が募集をする人数に一を加えた人数以上となるようにして募集を行わなければならない。ただし、第一項第一号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

6 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに第八項の規定による応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限

数を記載している場合には、当該応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

7 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

8 次に掲げる者以外の職員は、人事委員会規則で定めるところにより、募集の期間中にいつでも応募し、第十三項に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

- 一 第二条第二項の規定により職員とみなされる者
- 二 臨時に任用される職員その他法律により任期を定めて任用される者
- 三 第二項第二号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- 四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

9 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は、職員に対してこれらを強制してはならない。

任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第一項第二号に掲げる募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- 一 応募者が募集実施要項又は第八項の規定に適合しない場合
- 二 応募者が応募をした後地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（第八項第四号に規定する場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものを行つたことを疑つに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

四 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- ・ 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、人事委員会規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- ・ 任命権者は、募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のはずれかの日から退職すべき期日を定め、人事委員会規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- ・ 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた応募者（以下この条において「認定応募者」という。）が募集実施要項に記載された退職すべき期日又は前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日（この項の規定により繰り上げられ、又は繰り下げられた退職すべき期日を含む。以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、人事委員会規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するため必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- ・ 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、人事委員会規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- ・ 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - 一 第十二条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 第十九条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
 - 三 退職すべき期日が到来するまでに退職し、又は退職すべき期日に退職しなかつたとき（前二号に掲げるときを除く。）。
- 四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第八項第四号に規定する場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準する処分を受けたとき。
- 五 第八項の規定により応募を取り下したとき。
- ・ 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、人事委員会規則で定めるところにより、募集実施要項（第十項に規定する方法を周知した場合にあつては、当該方

法を含む。) 及び認定応募者の数を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成二十五年度における特例)

- 2 この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間、改正後の職員の退職手当に関する条例第八条の二第二項に規定する募集実施要項に記載する退職すべき期日(退職すべき期間を記載する場合にあつては、その末日)を同月三十一日以前とする同条第一項の規定による募集についての同項第一号の規定の適用については、同号中「である」とあるのは、「又は勤続期間が二十年以上である」とする。

(提案理由)

国家公務員退職手当法の一部が改正されたことに伴い、国家公務員に準じて、早期退職募集制度を導入することともに、定年前早期退職者に対する特例措置を拡充するなどのため、この条例案を提出する。

職員の退職手当に関する条例の 一部を改正する条例

人事課

一 改正の理由

国家公務員退職手当法の一部が改正されたことに伴い、国家公務員に連じて、早期退職募集制度を導入するとともに、定年前早期退職者に対する特例措置を拡充するなどの改正を行う。

二 改正の内容**1 早期退職募集制度の導入**

任命権者がその都度、応募条件等を募集実施要項に定めて早期退職募集を行い、当該募集に応募した職員が認定を受けて退職した場合に、自己都合による退職の場合よりも割増して退職手当の額を算定するとともに、2の措置の対象とする。

2 定年前早期退職者に対する特例措置の拡充

定年前早期退職者に対する退職手当の特例措置について、対象者及び退職手当の基本額の算定に用いる給料月額の割増率を次のとおり改定する。

項目	現行	改正案
対象者	勤続二五年以上かつ定年から一〇年を減じた年齢以上の者	勤続二〇年以上かつ定年から一五年を減じた年齢以上の者
割増率	定年と退職する年度の末日における年齢との差一年につき一〇〇分の二以内	定年と退職する年度の末日における年齢との差一年につき一〇〇分の三（当該差が一年の者にあっては、一〇〇分の二）

3 その他必要な規定の整理を行う。**三 施行期日****四 公 布 の 日****四 根 拠 法 令****1 地方自治法****第二百四条**

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理

職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 紹料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 地方公務員法

第二十四条

- ③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

- ⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(自己)の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員については育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とし、給料が日額で定められている者については退職の日におけるその者の給料の日額の二十一日分に相当する額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一〇六 (略)

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第二項並びに第五条第一項第四号及び同条第二項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第八条の三第十項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号まで

(自己)の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員については育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とし、給料が日額で定められている者については給料の日額の二十一日分に相当する額とする。以下同じ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一〇六 (略)

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害の状態にある傷病とする。次条第二項並びに第五条第一項及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に當

の規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。)に対する

退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～三 (略)

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は二十五年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

四 第八条の三第十項に規定する認定(同条第一項第一号に係るものに限る。)を受けて同条第十二項に規定する退職すべき期日に退職した者

該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者を含む。)又は二十五年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五に限る。)を受けて同条第十二項に規定する退職すべき期日に退職した者

二十七・五

三) 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

2 (略)

3) 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一) 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二) 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三) 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

(二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一) 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- 二) 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けた者
- 三) 第八条の二第十項に規定する認定（同条第一項第二号に係るもの）

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少のため、廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は二十五年以上勤続して退職した者（地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分し

に限る。) を受けて同条第十三項に規定する退職すべき期日に退職した者

四 公務上の傷病又は死亡により退職した者

五 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

六 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

七 二十五年以上勤続し、第八条の三第十項に規定する認定(同条第一項第一号に係るものに限る。) を受けて同条第十三項に規定する退職すべき期日に退職した者

(略)

3 [第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。]

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十一

四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三 第四条第一項第四号及び第五条第一項(第一号及び第五号)

て、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十一

四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三 第五条第一項に規定する者(二十五年以上勤続し、法律の

を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められている者に係る定年から十五年を減じた年齢以上であるもの(次項に該当するものを除く。)に対する第四条第一項、第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第四条第一項及び第五条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められている者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数があつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められている者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数があつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第一号	給料月額及び特定減額前	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められている者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数があつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められている者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数があつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額

規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められている者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるもの(次項に該当するものを除く。)に対する同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第五条の二第一項第一号	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められている者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数があつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められている者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数があつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第一号	給料月額及び特定減額前	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められている者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数があつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められている者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数があつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額

第五条の
二第一項
第二号

退職日給料月額
に、

退職日給料月額及び退職日給料月額

に、

退職日給料月額
に、

退職日給料月額及び退職日給料月額

第五条の 二第一項 第二号口	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
----------------------	---------	---

第五条の 二第一項 第二号口	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
----------------------	---------	---

2 第五条第一項第二号及び第三号に規定する者（同項第三号に規定する者）にあつては、第八条の三第一項第二号に掲げる募集のうち職制の改廃を円滑に実施することを目的として行つたものに係る同条第十項に規定する認定を受けて退職した者に限る。）のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者に対する第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 第五条第一項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少のため、廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者に対する同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる 字句	読み替える字句	第五条第一項	第五条の二第一項 第二号	退職日給料月額に、
第五条第一項	退職日給料月額及び特定減額前給料月額	第五条の二第一項 第一号	第五条の二第一項 第一号	及び特定減額前 給料月額
第五条第一項	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数が十五年を超える者にあつては、十五年とする。)一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額	第五条の二第一項 第一号	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数が十五年を超える者にあつては、十五年とする。)一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数が十五年を超える者にあつては、十五年とする。)一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額

読み替え 規定	読み替えられる 字句	読み替える字句	退職日給料月額	第五条第一項	第五条第二号	第五条の二第一項	退職日給料月額に、
退職日給料月額及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(十年を超える者にあつては十年とする。)一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(十年を超える者にあつては十年とする。)一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額	及び特定減額前給料月額	第一号	二第一項	第五条の二第一項	退職日給料月額

第五条の二第一項 第二号口	前号に掲げる額 減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
------------------	--

(退職の理由の記録)

第五条の五 任命権者は、職員がその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した場合には、人事委員会規則で定めるところにより、当該理由について記録を作成しなければならない。

第六条の三 第五条の三第一項に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条 第三条から第五 条まで	読み替えられる 字句	読み替える字句
退職日給料月額	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条	第五条の三第一項の規定により読み替える字句

第五条の二第一項 第二号口	前号に掲げる額 減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
------------------	--

(勧奨の要件)

第五条の五 勧奨を受けて退職した者に係る当該勧奨は、その事実について、人事委員会規則で定めるところにより、記録が作成されたものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の三 第五条の三第一項に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条 第三条から第五 条まで	読み替えられる 字句	読み替える字句
退職日給料月額	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条	第五条の三第一項の規定により読み替える字句

第六条の二 第二号	第六条の二 第一号	第五条の二第一 項の 同項第一号口	第六条の二第一 項の 同項第二号口
特定減額前給料 月額	特定減額前給料 月額	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号口	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号口

第六条の二 第二号	第六条の二 第一号	第五条の二第一 項の 同項第二号口	第六条の二第一 項の 同項第二号口
特定減額前給料 月額	特定減額前給料 月額	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号口	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号口

じて得た額の合計額

第五条の二第一項第二号口
第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号口

及び退職日給料月額
並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額

当該割合
当該第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合

(退職手当の調整額)

第六条の四 (略)

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかるらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者の中自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が五年以上二十四年以下のもの 第一項第一号から第七号まで又は第

員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額

第五条の二第一項第二号口
第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号口

及び退職日給料月額
並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前給料月額に応じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額

当該割合
当該第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合

(退職手当の調整額)

第六条の四 (略)

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかるらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者の中自己都合退職者(第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この

九号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第八号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

三 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

四 自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合等退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

5 (略)

(公庫等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第八条 (略)

2 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百一十八号）第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第五十七条第二項に規定する基準をいう。）において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて当該一般地方独立行政法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。以下「指定一般地方独立行政法人」という。）若しくは地方住宅供給公社社

の項において同じ。）以外のものでその勤続期間が五年以上二十四年以下のもの 第一項第一号から第七号まで又は第九号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第八号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

5 (略)

(公庫等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第八条 (略)

2 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百一十八号）第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第五十七条第二項に規定する基準をいう。）において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて当該一般地方独立行政法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。以下「指定一般地方独立行政法人」という。）若しくは地方住宅供給公社法（昭

法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が任命権者が任命権者の要請に応じ、引き続いて当該地方公社に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。以下「指定地方公社」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）又は公庫等職員（以下「指定一般地方独立行政法人等職員」という。）が指定一般地方独立行政法人、指定地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の指定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

355 (略)

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第八条の三 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から十五年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- 二 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的と

和四十一年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて当該地方公社に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。以下「指定地方公社」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）又は公庫等職員（以下「指定一般地方独立行政法人等職員」という。）が指定一般地方独立行政法人、指定地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の指定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

355 (略)

し、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 | 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たつては、次に掲げる事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

一 前項各号の別

二 第十項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

三 募集をする人数

四 募集の期間の開始及び終了の年月日時

五 募集の対象となるべき職員の範囲

六 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

七 第八項の規定による応募又は応募の取下げに係る手続

八 第十一項の規定による通知の予定時期

九 第六項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

十 募集に関する問合せを受けるための連絡先

十一 その他募集に関し人事委員会規則で定める必要な事項

3 | 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

4 | 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対

象となるべき職員に周知しなければならない。

- 5| 任命権者は、募集の対象となるべき職員の範囲に含まれる職員の数
が募集をする人数に一を加えた人数以上となるようにして募集を行
わなければならぬ。ただし、第一項第二号に掲げる募集を行う場合
は、この限りでない。

6| 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来する
までに第八項の規定による応募をした職員の数が募集をする人数以上
の一一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時
点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載してい
る場合には、当該応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募
集の期間は満了するものとする。

7| 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直
ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならな
い。

8| 次に掲げる者以外の職員は、人事委員会規則で定めるところにより、
募集の期間中いつでも応募し、第十三項に規定する退職すべき期日が
到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

- 一 第二条第二項の規定により職員とみなされる者
- 二 臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用さ
れる者
- 三 第二項第二号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職
すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- 四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（故意又は重大な
過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲

戒处分を除く。) 又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

前項の規定による応募(以下この条において単に「応募」という。)又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は、職員に対しこれらを強制してはならない。

10 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において單に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第一項第三号に掲げる募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するためには必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- 一 応募が募集実施要項又は第八項の規定に適合しない場合
- 二 応募者が応募をした後地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分(第八項第四号に規定する場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合
- 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

四 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

11 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、人事委員会規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

12 任命権者は、募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、人事委員会規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

13 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた応募者（以下この条において「認定応募者」という。）が募集実施要項に記載された退職すべき期日又は前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日（この項の規定により繰り上げられ、又は繰り下げられた退職すべき期日を含む。以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、人事委員会規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

14 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰

り下げた場合には、直ちに、人事委員会規則で定めるところにより、

新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

15 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

一 第十二条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第十九条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。

三 退職すべき期日が到来するまでに退職し、又は退職すべき期日に退職しなかつたとき（前二号に掲げるときを除く。）。

四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第八項第四号に規定する場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

五 第八項の規定により応募を取り下げたとき。

16 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、人事委員会規則で定めるところにより、募集実施要項（第十項に規定する方法を周知した場合にあつては、当該方法を含む。）及び認定応募者の数を公表しなければならない。

※附則第2項の規定による読み替え表

(傍線の部分は読み替え部分)

読 替え 後

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第八条の三 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から十五年を減じた年齢以上の年齢又は勤続期間が二十年以上である職員を対象として行う募集

二 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

読 替え 前

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第八条の三 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から十五年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集